

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4 月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第32号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年香川県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（書類の提出）</p> <p>第3条 法、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下「令」という。）及びこの規則の規定により知事に提出する書類（調理師養成施設に係るものを除く。）は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合事務所長を経由しなければならない。ただし、提出者の住所地が県外である場合は、この限りでない。</p>	<p>（書類の提出）</p> <p>第3条 法、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下「令」という。）及びこの規則の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類（調理師養成施設に係るものを除く。）は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合事務所長を経由しなければならない。ただし、提出者の住所地が県外である場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 令及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）の規定により厚生労働大臣に提出する書類の部数は、正本1通及び写し1通とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。